

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設	指定管理者	山形県漁業協同組合
所在地	鶴岡市由良・堅苔沢	県担当課	農林水産部水産振興課
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	(電話番号)	(023－630－3299)
検証期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・ 包括協定書及び年度協定書に基づき、適正な管理に努めた。 ・ 利用者団体（堅苔沢マリーナクラブ）との関係を良好に保ち、情報の共有を図った。	評 価	《評価の理由》
		B	・ 包括協定書及び仕様書に沿って、おおむね適正に管理、運営が行われている。 ・ 利用者団体との連携・調整に努めており、利用者間及び漁船所有者とのトラブルなく運営が行われた。
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）	・ 使用者のうち1名が遊漁船業として営業している状況にある。指定管理者及び使用者団体である堅苔沢マリーナクラブともでは、遊漁船業を営む船は保管しないとの認識であったが、許可条件に明示されていないことから営業している状況にある。お客などの駐車により、駐車スペースが不足するなどクラブ内でも問題となっており、県担当課、指定管理者、クラブ役員により、今後の方策について検討を進める。	・ 遊漁船登録の船舶の施設使用については、課題を整理しながら、引き続き検討を行っていく。	
課題、問題点への今後の対応	・ 遊漁船登録の船舶の施設使用については、今後、県と指定管理者、関係団体にて今後の方策について、引き続き検討していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・ 由良漁港白山島船揚げ場について、波浪等による漂砂で港内に砂がたまり、恒常的に船の入出港に支障をきたしている。定期的な浚渫が望まれている。 ・ 堅苔沢漁港保管施設については、令和元年6月に発生した山形県沖地震により地盤が陥没するなどの被害を受けたが、それ以降、排水に支障をきたしており、水が吐けずに水がたまる状況が長く続いている。利用者から強い改善要望が寄せられている。 ・ 堅苔沢マリーナクラブからは、保管施設船舶からの盗難被害が複数回起こっていることから、防犯カメラの設置要望がある。	評 価	《評価の理由》
		B	・ 利用者からの意見・要望の把握に努めており、適切に情報共有を行っている。
意見・要望等への今後の対応	・ 由良漁港白山島船揚げ場の堆砂については、当該地の地形等の状況から浚渫による対応は難しいため、保管場所の移動等、利用者と意見交換を行い関係者間で調整を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・ 施設を週1回程度点検を行うことで、施設の不具合等の早期発見が可能となっている。	評 価	《評価の理由》
		B	・ 包括協定書及び仕様書のとおり定期的に見回りを行っており、施設の不具合等の早期発見に務めている。
② 経費の節減	・ 経費の節約に努め、委託金額内で適正に業務を行っている。	評 価	《評価の理由》
		B	・ 事務経費の節減に努めている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・ 施設管理を地元漁業者団体が行っていることで、利用者と漁業者はじめ地元住民との距離感が近くなり、良好な関係が保たれている。 ・ 漁業者や利用者が年2～3回施設周辺を清掃活動を行っており、良好な環境が保たれている。	評 価	《評価の理由》
		B	・ 施設利用者、地元漁業者及び地元住民との調整が図られている。
総合的な評価	・ 管理運營業務において、包括協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、おおむね適正に実施されている。 ・ 施設利用者と地元漁業者が協調した施設利用に努め、サービスの向上を図っており、今後も安定した施設運営が期待できる。		

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。